

あはき療養費の不正対策の強化について

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

目 次

1. 架空請求・水増し請求
2. 虚偽理由による保険請求
3. 長期・頻回の施術
4. 往療について
5. 療養費の審査体制
6. 地方厚生(支)局による指導監督
7. 施術管理者の登録・要件強化について

1. 架空請求・水増し請求

1. 架空請求・水増し請求

(現状)

- 代理受領や受領委任制度では、患者本人ではなく、施術者等が請求を行うため、施術者等が勝手に架空請求や水増し請求を行う例があるとの指摘がある。

(対応案について)

- 架空請求・水増し請求を防ぐために、患者本人による請求内容の確認・署名を行うことについて、どのように考えるか。
- あはき療養費については、慢性期の疾病が多いため、月の最後の施術や翌月の最初の施術において、患者本人による請求内容の確認・署名を行うことは、容易ではないか。

2. 虚偽理由による保険請求

2. 虚偽理由による保険請求

(現状)

- 柔道整復療養費については、外傷の場合に保険請求を行うことができるが、外傷の理由について、虚偽の理由を記載し、本来保険請求できないものについて保険請求している例があるとの指摘がある。

(対応案について)

- 虚偽理由による保険請求を防ぐために、どのような方策が考えられるか。
- あはき療養費については、医師の同意が必要とされており、虚偽理由による保険請求は起きにくいとの指摘があることについて、どう考えるか。
- 3か月ごとの医師の再同意のあり方について、どう考えるか。医師が定期的に施術の状況を確認して再同意をすることについて、どう考えるか。

(参考) 現行の同意書の基準様式

同 意 書 <small>(はり及びきゅう療養費用)</small>		
患 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
病 名	1. 神 経 痛 2. リウマチ 3. 頸腕症候群 4. 五十肩 5. 腰痛症 6. 頸椎捻挫後遺症 7. その他()	
発病年月日	昭・平 年 月 日	
上記の者については、頭書の疾病により鍼灸の施術に同意する。 平成 年 月 日 保険医療機関名 所在地 保険医氏名 印		

同 意 書 <small>(マッサージ療養費用)</small>		
患 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
傷病名		
発病年月日	昭・平 年 月 日	
症 状	1. 筋麻痺 2. 関節拘縮 3. その他()	
施術の種類	1. マッサージ 2. 変形徒手矯正術	
施術部位	1. 躯幹 2. 右上肢 3. 左上肢 4. 右下肢 5. 左下肢	
往 療	1. 必要とする 2. 必要としない	
上記の者については、頭書の疾病により療養のための医療上の マッサージが必要と認め、マッサージの施術に同意する。 平成 年 月 日 保険医療機関名 所在地 保険医氏名 印		

⑫医師の再同意書の添付の義務化の検討

検討の方向

- ・ 現在3ヶ月ごとに必要な医師の再同意に関して、支給申請書への再同意書の添付を義務化することについては、当面、現行どおりの取扱いとし、引き続きの検討課題とする。

スケジュール案

- ・ 次期以降の改定において検討課題とする。

3. 長期・頻回の施術

3. 長期・頻回の施術

(現状)

- あはき療養費については、長期・頻回の施術の例があるとの指摘がある。

(対応案について)

- 現在、長期・頻回の定義がない中で、「議論の整理」に基づき、1年以上週4回以上の施術を行っている患者について、支給申請書に施術の必要性を記載させるとともに、患者の状態を記載させ、疾病名と合わせてその結果を分析した上で施術回数 の取扱いについて検討することとされており、こうした検討を進めることにより、給付の適正化を進めてはどうか。

⑩1年以上かつ週4回以上の、傷病名と施術回数、患者の状態の関連の分析(⑥の再掲)

検討の方向

- 初療の日から1年以上経過している患者であって、週4回以上の頻回な施術を行っている患者について、支給申請書にその月の患者の状態の評価と評価日を記載させ、データを取れるようにする。
- その上で、傷病名と合わせてその結果を分析した上で、施術回数の取扱いについて検討する。

スケジュール案

- 年度内 留意事項通知・様式の改正
- 29年度 施行
- ~29年度 調査の実施
- 29年度後半～ 調査結果の分析、施術回数の取扱いの検討

4. 往療について

4. 往療について

(現状)

- 往療料についての不正請求がみられる。
- 現行の支給申請書では、同一日同一建物かどうかがわからなかったり、どこで施術を受けたかがわからない場合がある。

(対応案)

- 同一日に同一の建築物に居住する複数の患者を施術した場合において、同一建物往療であることとその日付がわかるように、新たに支給申請書にそのための記入欄を設ける。
- 被保険者等が記入する支給申請書の申請欄に、往療が行われた場所の住所（建物名、部屋番号を含む。）を記入する欄を新たに設ける。

（あー５ P 5 参照）

5. 療養費の審査体制

5. 療養費の審査体制

(現状)

- 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約に基づき、柔整審査会において療養費の審査が行われている。
- 一方、あはき療養費については、保険者(一部国保は審査会を設置)において審査が行われている。

(対応案について)

- あはき療養費について、審査体制を強化するため、審査会を設置して審査できることとすることについて、どう考えるか。

支給申請書の審査体制の比較

	柔道整復	あはき
全国健康保険協会	○全国すべての都道府県支部に柔整審査会を設置	○保険者自ら審査を実施
国民健康保険	○全国すべての都道府県国民健康保険団体連合会に柔整審査会を設置	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の県においては、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された審査会で審査を実施
健康保険組合	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の健康保険組合については、全国健康保険協会都道府県支部に設置された柔整審査会に審査を委託	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施
後期高齢者医療広域連合	○都道府県国民健康保険団体連合会に設置された柔整審査会に審査を委託	○保険者自ら又は外部委託により審査を実施 ○一部の県においては、都道府県国民健康保険団体連合会に設置された審査会に審査を委託

※ 上記については、一般的な審査体制を示したものであり、個々の保険者によりこれと異なる場合がある。

○ (参考)健康保険法上の保険者の調査に関する規定

◎健康保険法

(文書の提出等)

第59条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

- 保険者には、法律上で、療養費の支給の可否や、不正利得徴収の可否および額の決定、その他レセプト点検にともない明らかとなった事実の確認等に必要な場合において、患者に対して調査できる権限が付与されている。
- 保険者が患者に対して実施する調査に、正当な理由なく患者が応じなかった場合は、保険者は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。
- 保険者には、法律上は、医師や施術者に対する調査権限は付与されていない。
- 保険者が医師や施術者に対して実施する照会等は、相手に協力を求めて実施することとなる。
※ 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約において、施術管理者に対する保険者の調査権限を規定している。

(参考) 逐条解説—健康保険法59条—

出典：『健康保険法の解釈と運用』（法研、平成15年3月第11版）

▽ この条は、保険給付が適正に行われることを確保すべく、保険者に、保険給付を受ける者（被扶養者にかかる保険給付については、当該被扶養者を含む。）に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、または当該職員に質問もしくは診断をさせることができる権能を付与することを規定している。

この条の規定に違反しても罰則の適用はないが、その代わりに、第121条の規定により、保険者は給付制限をすることができるので、これによりその実施が保障されている。

（略）

◎健康保険法

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

▽ 「保険給付に関して必要があると認めるとき」

傷病手当金または療養費の支給の可否、給付制限および給付調整事由の確認、第三者求償、不正利得徴収の可否および額の決定、その他レセプト点検にともない明らかとなった事実の確認等に必要な場合である。

▽ 「文書その他の物件」

文書とは、たとえば医師の診断書等であり、その他の物件とは、たとえばレントゲンフィルム等である。

▽ 「当該職員」

健康保険組合の職員も当然含まれる。

▽ 「診断をさせる」

「受診中の被保険者の治療経過が良好でないときその診療を担当していた保険医以外に当該職員をして診断させる場合、及び保険医が就業不相当と認めたが保険者は業務に服し得ると認めその保険医以外に当該職員をして診断させる場合などは、第65条〔現行・第59条〕の診断の範囲に入る。その他本条は、主として傷病の治癒を遷延せんとする場合及び虚病の防止を目的とするすべての診断を含む。(昭和8年10月5日保規第365号)」

6. 地方厚生(支)局による指導監督

6. 地方厚生(支)局による指導監督

(現状)

- 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約に基づき、地方厚生(支)局による指導監督が行われている。
- 一方、あはき療養費については、地方厚生(支)局による指導監督は行われていない。

(対応案について)

- あはき療養費の指導監督について、受領委任制度を導入することにより、地方厚生(支)局による指導監督を行えるようにすることについて、どう考えるか。

施術所の登録管理、指導・監督権限の比較②

- 柔道整復療養費に関しては、保険者等からの委任を受けて、地方厚生局長及び都道府県知事が柔道整復師と受領委任契約等を結ぶことにより、受領委任契約等に基づき、柔道整復師に対する指導・監督を行っている。
- あはき療養費に関しては、施術所に対する指導・監督について、根拠となる規定等がない。このため、現行では、地方厚生局及び都道府県においては、当該業務についての実施体制はない。

	柔道整復	あはき
指導・監督	<p>◎受領委任の取扱規程 (指導・監査)</p> <p>38 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。</p> <p>39 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。</p>	<p>(根拠規定等なし)</p>

施術所に対する指導監査の実施状況

あ - 5
28. 11. 2

- 柔道整復療養費に関しては、新規に受領委任の取扱いを登録又は承諾した施術管理者を対象に地方厚生局と都道府県が共同で集団指導を実施しているほか、情報提供等により不正請求が疑われた施術所に対し、地方厚生局と都道府県が共同で個別指導を実施している。また、個別指導の結果、不正又は著しい不当が疑われる場合は監査へ移行し、監査の結果、不正又は著しい不当の事実が認められた場合には、受領委任の取扱いを中止し、不正等により支払われた療養費の返還を求めている。
- あはき療養費に関しては、指導監査について、根拠となる規定等がないため、実施していない。

	柔道整復					あはき
	指導監査の件数等			指導監査により生じた療養費の返納金額	受領委任の取扱いの中止及び中止相当	指導監査
	集団指導	個別指導	監査			
H26年度	4,100人	122件	35件	約0.5億円	19件	未実施

※ 受領委任の取扱いの中止相当とは、受領委任の取扱いの中止措置前に柔道整復師が受領委任の取扱いを辞退した場合、又は所属する施術所が廃止された場合を指す。

7. 施術管理者の登録・要件強化について

7. 施術管理者の登録・要件強化について

(現状)

- 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約に基づき、施術所・施術管理者を地方厚生(支)局に登録することとされている。
過去5年間に不正があった者は登録できないなどの欠格事由が定められている。
- また、現在、施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入について検討されている。
- 一方、あはき療養費については、施術所・施術管理者を登録する仕組みや要件を課す仕組みがない。

(対応案について)

- あはき療養費について、受領委任制度を導入することにより、施術所・施術管理者を登録する仕組みや、施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みとすることについて、どう考えるか。

施術所の登録管理、指導・監督権限の比較①

- 柔道整復療養費に関しては、保険者等からの委任を受けて、地方厚生局長及び都道府県知事が柔道整復師と受領委任契約等を結ぶことにより、柔道整復師の登録管理を行っている。
- あはき療養費に関しては、施術所の指定・登録管理について、根拠となる規定等がない。このため、現行では、地方厚生局及び都道府県においては、当該業務についての実施体制はない。

	柔道整復	あはき
指定・登録管理	<p>◎受領委任の取扱規程 (確約) 7 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。</p>	(根拠規定等なし)
	<p>(受領委任の申し出) 8 7の確約を行った柔道整復師は、様式第2号(様式第2号の2を含む。)により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師(以下「勤務する柔道整復師」という。)から、第3章に定める事項を遵守し、第2章10及び13並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に申し出ること。</p>	
	<p>(受領委任の申し出) 9 厚生(支)局長と都道府県知事は、8の申し出を行った柔道整復師について次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。 (1)~(12) (略)</p>	

欠格事由について(柔道整復療養費—受領委任の取扱規程 9(1)~(12))

- (1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
- (2) 当該申し出を行った柔道整復師が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則として5年を経過しないとき。
- (3) 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
- (4) 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
- (5) 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
- (6) 施術管理者又は開設者が第8章39の指導を重ねて受けたとき。
- (7) 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (8) 施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (10) 受領委任の取扱いの中止を逃れるために承諾を辞退して、その後しばらくして受領委任の取扱いについて申し出をしてきたとき。
- (11) 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再申し出時を迎えたとき。
- (12) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

平成28年11月2日 社会保障審議会医療保険部会
柔道整復療養費検討専門委員会資料（柔－４）

検討の方向

- ・ 療養費の受領委任を取り扱う施術管理者について、研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入する。
- ・ このため、以下について早急に検討し、具体案について専門委員会に報告する。
 - ・ 実務経験の確認方法
 - ・ 研修受講を要件とする場合の研修の内容や認定方法
 - ・ 研修修了者の識別方法
 - ・ 不正への対応 等
- ・ 実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討する。
- ・ また、円滑な導入に向け、現に施術管理者である者等に対する経過措置等についても検討する。

スケジュール案

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 年度内 | 方針の決定 |
| ・ 29年度 | 具体案の決定、施行準備 |
| ・ できるだけ早期に | 施行 |